



©KANAGAWA2013

悪質な訪問販売に 気をつけよう！

家にいることの多い高齢者や、就職、進学などで一人暮らしを始める方は特に注意しましょう。

事例① 点検商法

「無料で点検します」と言って訪問し、実際には必要のない工事や清掃を行い、代金を請求します。

ホームタンク洗浄・床下工事（シロアリ駆除）・屋根工事・浄水器など

事例② 強引な新聞購読勧誘

何度も断っているにもかかわらず、お米や洗剤などを渡され、契約するまで帰らない。

- ・ 見知らぬ人を玄関にいれない！
- ・ 必要と言われても、すぐ工事をしない！
- ・ 無料の言葉に要注意！



必要ありません！

©KANAGAWA2013

クーリング・オフ制度を知っていますか？

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など契約してしまった場合、契約書面を受け取った日から一定期間であれば契約を解約できる制度です。

※通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。（店側の返品ルールに従うことになります。）



©KANAGAWA2013

訪問販売は
8日以内

◆当別町では、訪問販売など消費者トラブルの相談窓口を開設しています◆
午前8時45分～午後5時15分（月曜日～金曜日、年末年始・祝日は除く）

当別町役場 住民環境部環境生活課 町民生活係（1階） ☎（0133）23-3209

発行／当別町住民環境部環境生活課町民生活係